

岐 阜 県 公 報

目 次

告 示

自動車税に係る徴収金の収納事務の委託に関する告示の一

部改正

保安林における許可をすべき皆伐面積の限度

道路の区域変更

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

公共測量の実施

土地改良区清算人の退任

(税 務 課) 七九五

(治 山 課) 七九六

(道 路 維 持 課) 七九七

(環 境 生 活 政 策 課) 七九七

(同) 七九七

(用 地 課) 七九七

(東 濃 農 林 事 務 所) 七九八

告 示

岐阜県告示第六百八十号

自動車税に係る徴収金の収納事務の委託に関する告示(平成二十四年岐阜県告示第六百号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

表 中

株式会社ココストア 愛知県名古屋市中区栄二丁目七番三四号	直営店舗、加盟店舗等 における自動車税の収納	同右
株式会社サークルKサンク 愛知県稲沢市天池五反田町一番地	同右	同右

を

株式会社サークルKサンク 愛知県稲沢市天池五反田町一番地	直営店舗、加盟店舗等 における自動車税の収納	同右
---------------------------------	---------------------------	----

第 二 千 七 百 三 号

平 成 二 十 七 年 十 二 月 一 日

(火曜日)

1

123456

岐阜県掛川市大字大字一丁目

保安林の並びに二十七年四月九日施行の改正森林法（昭和二十六年法律第二十九号）第三十四条第一項の規定をこくも追加面積の取扱を定めることによる森林法施行令（昭和二十六年政令第一四十六号）第四条の二第三項の規定によることによる。

平成二十七年十一月一日

岐阜県岐阜市 田 淵

保安林区	同一の単位とされる保安林の集団	皆伐面積の限度たる面積 (単位：ha)	
		水源かん養保安林	土砂流出防備保安林
高原川	高山市（旧上宝村の区域に限る。）、飛騨市（旧福岡町の区域に限る。）	1,592.28	396.64
宮川	高山市（旧高山市、旧丹生川村、旧清見村、旧宮村及び旧国府町の区域に限る。）、飛騨市（旧福岡町の区域を除く。）	2,760.99	485.08
庄川	高山市（旧庄川村の区域に限る。）、大野郡	1,420.99	871.98
飛騨川上流	高山市（旧久々野町、旧朝日村及び旧高根村の区域に限る。）	1,013.30	188.90
飛騨川中流	下呂市	878.47	365.26
飛騨川下流	美濃加茂市、加茂郡	131.29	257.91
長良川上流	郡上市	971.01	554.42
長良川下流	岐阜市、関市、美濃市、各務原市、山県市	585.04	662.00
揖斐川上流	本巣市、揖斐郡	2,640.21	1,023.67

保安林種	同一の単位とされる保安林の集団	皆伐面積の限度たる面積 (単位：ha)		
干害防備保安林	揖斐川下流	大垣市、海津市、養老郡、不破郡	106.76	408.23
	木曾川	中津川市、惠那市（旧明智町、旧串原村及び旧上矢作町の区域を除く。）、多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、可児郡	678.14	749.14
	多治見地区	多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、可児郡	55.01	518.11
	矢作川	惠那市（旧明智町、旧串原村及び旧上矢作町の区域に限る。）	47.86	247.87
	保健保安林	同一の単位とされる保安林の集団	皆伐面積の限度たる面積 (単位：ha)	
		揖斐郡揖斐川町（旧揖斐川町の区域に限る。）	1.48	
		揖斐郡池田町	17.70	
		郡上市（旧大和町の区域に限る。）	2.84	
		郡上市（旧白鳥町の区域に限る。）	4.46	
		郡上市（旧明智村の区域に限る。）	2.96	
		惠那市（旧惠那市の区域に限る。）	1.46	
		中津川市（旧福岡町の区域に限る。）	2.24	
下呂市（旧金山町の区域に限る。）		2.30		
高山市（旧高山市の区域に限る。）		1.90		
高山市（旧朝日村の区域に限る。）	3.22			
高山市（旧高根村の区域に限る。）	0.60			
飛騨市（旧宮川村の区域に限る。）	0.96			
岐阜市	4.00			
郡上市（旧明智村の区域に限る。）	2.46			
郡上市（旧和良村の区域に限る。）	1.12			
多治見市（旧多治見市の区域に限る。）	2.58			

下田中 (田舎山町の区域に限る。)	10.18
町山中 (田舎山町の区域に限る。)	1.48

岐阜県告示第六百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年十二月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	恵大那線	恵那市武並町藤字笹尾一三六八番地先から同市同町同字白垣外一七五九番三地先まで	前 後	五〇・二・六 六〇・二・六	七・〇 七・〇	

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十七年十月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人音楽座ぎふ
- 三 代 表 者 の 氏 名 高木 誠海
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市日野西二丁目九番一〇号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、プロアマを問わず、演奏者に活動の場を提供する音楽イベントの企画・開催を行う一方、地域の方や団体が非営利の音楽イベントを開催しようとする場合に、準備、演奏家の募集、運営等の支援をボランティアで行うことで、郷土「ぎふ」の地域活性化と音楽文化の普及と発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十七年十一月二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人健康倶楽部緑の会
- 三 代 表 者 の 氏 名 鷗飼 武彦
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市大宝町一丁目五番地
- 五 定款に記載された目的 本会は、会員並びに不特定多数の個人、団体等に対して、健康の維持及び増進に関する事業を行い、健康で明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第

三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所

二 作業種類

公共測量(数値撮影)

三 作業期間

平成二十七年十月二十三日から

同 二十八年三月十一日まで

四 作業地域

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、美濃市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、海津市、羽島郡岐南町、養老郡養老町、不破郡垂井町、不破郡関ヶ原町、安八郡神戸町、安八郡輪之内町、安八郡安八町、揖斐郡大野町、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町、加茂郡川辺町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町及び可児郡御嵩町

土地改良区清算人の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十七年十二月一日

岐阜県知事 古田 肇

退任した清算人

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住居	所在地
瑞浪東部	平成二七年一〇月一六日	清算人	宮地信介	瑞浪市土岐町	五三八五番地

同	安藤秋義	同	大湫町	七三八番地の三
同	森本英雄	同	土岐町	一六二五番地
同	渡邊二郎	同	同	四五五番地
同	今井啓之	同	同	一八八三番地
同	大竹晃	同	瑞浪市大湫町	四五三番地
同	渡邊榮二	同	同	四〇五番地
同	鶴飼昭彦	同	瑞浪市土岐町	二二二番地
同	宮地勇	同	同	五二六六番地の一
同	稲垣誠三	同	同	四五六三番地
同	大山榮六	同	同	五四四三番地
同	内田美好	同	同	二六〇七番地の一
同	桐井進	同	同	一八八七番地
同	今井喜久男	同	同	一八九六番地の一
同	只腰正知	同	同	二二八二番地
同	小栗孝	同	同	二二四〇番地の一
同	小木曾恒男	同	同	一四〇一番地
同	日比野好美	同	同	一三八六番地の一
同	鈴木俊雄	同	同	三〇〇番地の七

平成二十七年十二月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社